

秦野市こども計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

概要版



第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景及び趣旨

近年、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域コミュニティの衰退等、将来にわたって社会経済に大きな影響を与える課題が深刻化しています。

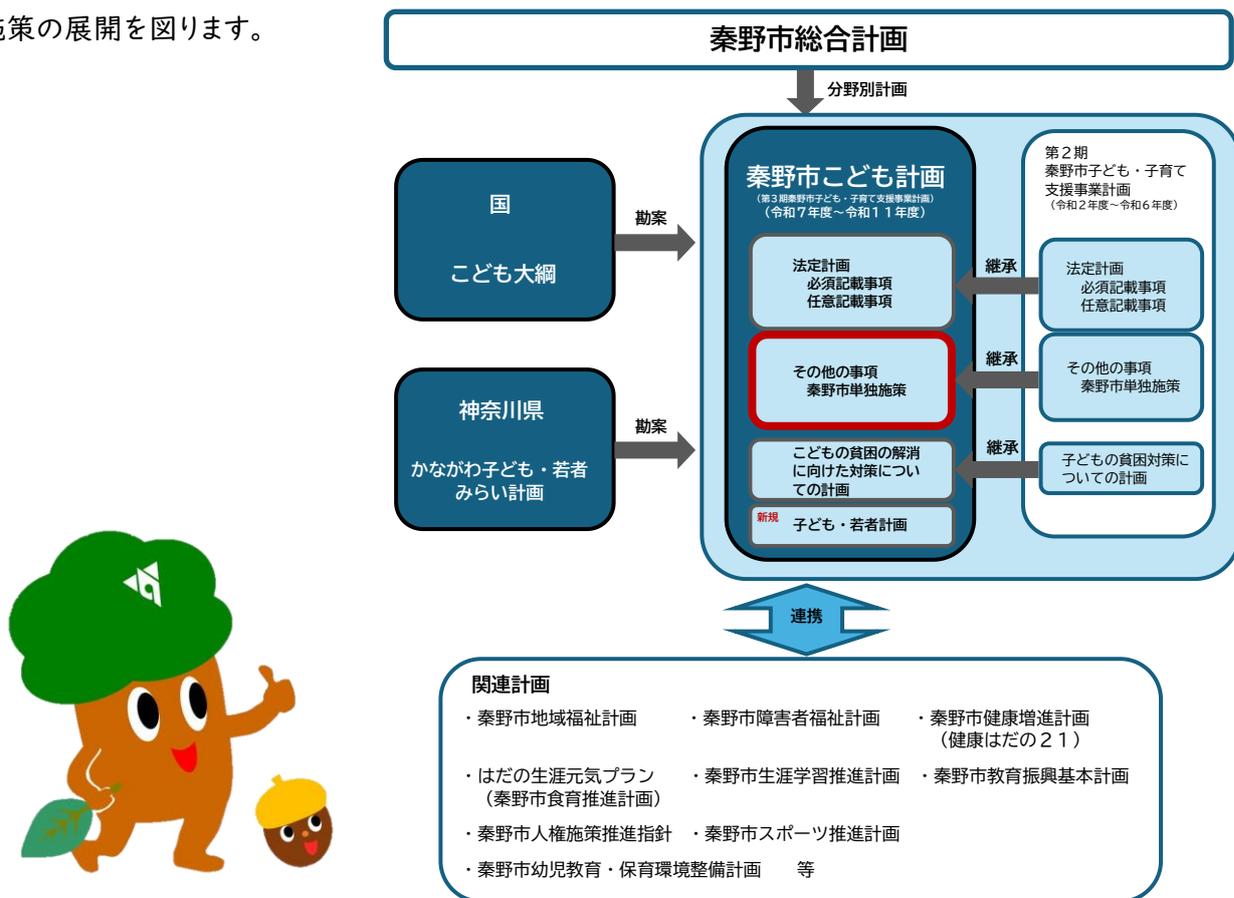
その要因として、未婚や共働き世帯の増加、子育てに対する経済的・精神的な負担感、仕事と子育ての両立の難しさなど、様々な課題が指摘されています。

こうした中、本市では社会環境の変化やこども・子育てを取り巻く現状等を踏まえながら、こどもや子育て支援に向けた取組をさらに推進することに加え、新たに少子化対策や若者支援の内容を含めた、こども・子育て支援施策を総合的に推進すべく「秦野市こども計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、「こども大綱」及び神奈川県が定める「かながわ子ども・若者みらい計画」を勘案し、こどもを安心して生み育てていけるよう様々な支援を行うとともに、全てのこども・若者が健やかに成長し、自立することができるよう「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「母子保健計画」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」と、新たに「子ども・若者計画」を一体的なものとした、本市のこども・子育てに関する総合的な計画として策定します。

さらに、「秦野市総合計画」を上位計画として、保健・医療、教育、福祉等の様々な分野にわたり、総合的な施策の展開を図ります。



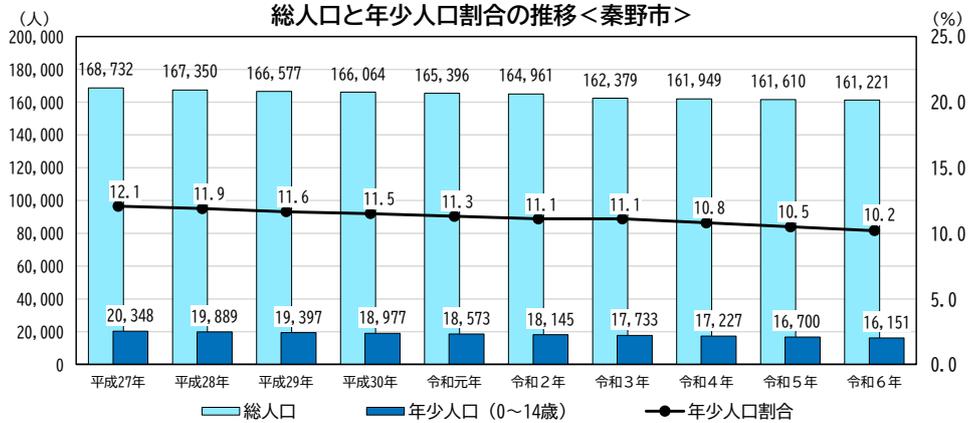
3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画の期間とし、中期的な視点を持って、より良いこども・若者支援や子育て支援の取組を具体的に進めていきます。

第2章 秦野市のこども・若者、子育ての現状

1 総人口と年少人口の推移

本市の総人口は、令和6年1月1日現在で161,221人、年少人口は16,151人、年少人口割合は10.2%となっています。



資料:「統計はだの」年齢別人口統計調査結果(各年1月1日現在)

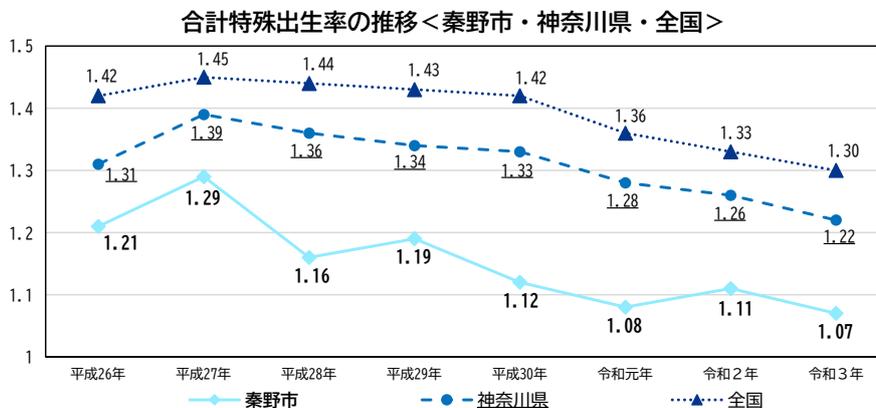
2 出生数・合計特殊出生率の推移

本市の出生数は、平成26年と令和3年を比較すると371人減少しています。



資料:「神奈川県衛生統計年報」

本市の合計特殊出生率[※]は全国及び神奈川県を下回る水準で推移しており、令和3年には1.07となっています。

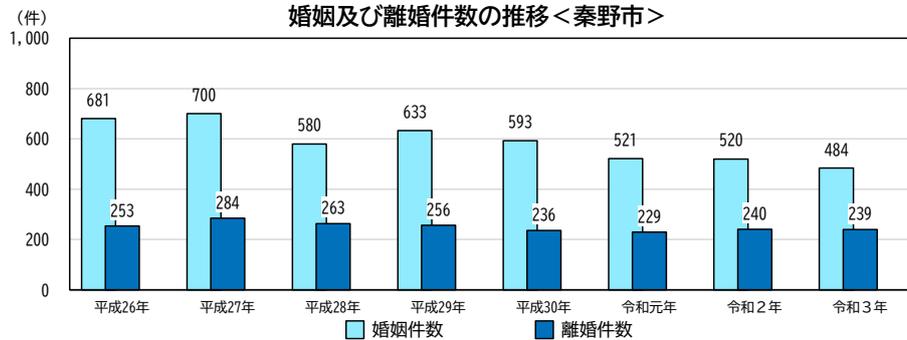


※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生むこどもの数を示します。

資料:「神奈川県衛生統計年報」、「人口動態統計」

3 婚姻及び離婚件数の推移

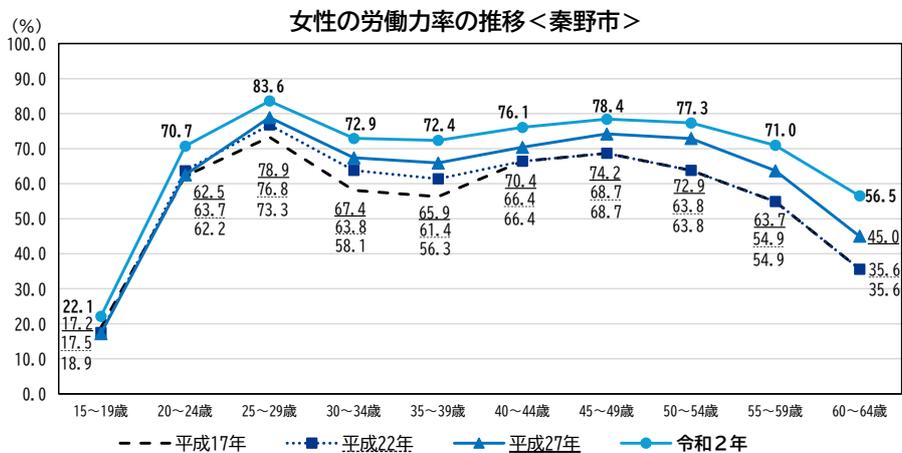
平成26年と令和3年を比較すると、本市の婚姻件数は197件減少しており、離婚件数は14件減少しています。



資料:「神奈川県衛生統計年報」

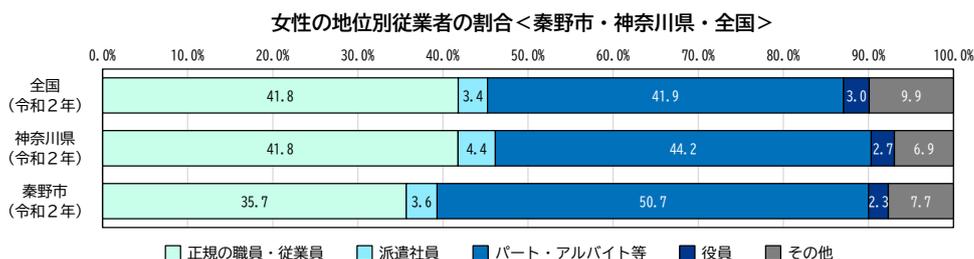
4 女性の就労状況

本市の女性の労働力率について、5歳階級別に平成17年と令和2年を比較すると、全ての年齢階級で労働力率は年々上昇傾向にあり、特に25歳から39歳にかけてのカーブが緩やかになっています。これは、20歳代後半から30歳代の女性が結婚や出産により仕事を中断することなく、仕事と育児を両立し、継続して就労できる環境が整ってきたことと考えられます。



資料:総務省統計局「国勢調査報告書」

本市の女性の地位別従業者の割合をみると、派遣社員やパート・アルバイト等の非正規雇用労働者が半数以上を占めており、正規雇用労働者の割合は全国及び神奈川県を下回っています。



資料:総務省統計局「国勢調査報告書」

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

《基本理念》

**安心して子どもを生み、喜びと責任をもって子育てができ、
全ての子ども・若者が幸せに成長できるより良い環境づくり**

近年の急速な少子化・人口減少や核家族化の進展に加え、共働き世帯の増加により、妊娠・出産に伴う様々な課題や環境の変化に不安を感じる女性や、子育てと仕事の両立等について悩みを抱える子育て家庭が増えています。

このような不安や悩みを解消し、安心して子どもを生み育てることでき、子育てに喜びを感じることできるまち、地域社会で子育てを支えていくまち、そして、全ての子ども・若者が未来に希望を持ち、健やかに成長できるまちを目指し、これまでの計画の基本理念を踏襲しながら、子ども大綱を勘案して、本計画の基本理念を設定しました。

2 基本目標

《基本目標》

次の五つの基本目標を設定し、基本理念に掲げる「安心して子どもを生み、喜びと責任をもって子育てができ、全ての子ども・若者が幸せに成長できるより良い環境づくり」の実現を目指します。

基本目標1 子ども・若者の権利を守り、生きる力を育む取組の推進

基本目標2 安心して妊娠・出産ができる、親子の成長への切れ目のない支援

基本目標3 全ての家庭が安全・安心に子育てできる環境づくり

基本目標4 子ども・若者が未来に希望が持てる取組の推進

基本目標5 支援を必要とする、子ども・若者・家庭を守る体制づくり

3 施策の体系

基本理念に沿った施策を推進するため、五つの基本目標を設定し、各施策に取り組んでいきます。



第4章 施策の展開

基本目標



こども・若者の権利を守り、生きる力を育む取組の推進

現状と課題

国の示すこども大綱において、こども・若者は生まれながらに権利の主体であること、また、そのこども・若者が自らの意見を表明することや、社会に参画することの重要性が示されています。併せて、こども・若者が心身ともに健やかに成長するためには、多様な遊びや体験活動が充実していることや、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことが重要であるとしています。

本市では、平成9年2月に「はだの子ども人権宣言」を制定し、いじめを許さず、一人ひとりが輝く仲間づくりをし、すばらしい未来を築くこと等の理念のもと、いじめや不登校等にかかわる相談・支援を実施してきました。

そして現在、秦野の自然を生かしたプレーパークやこども食堂等のこどもの居場所づくりに関する活動、また、不登校や外国にルーツのあるこどもたち等への支援は、市民団体等による活動が活発となっています。

引き続き、こども・若者の権利を守り、その貴重な意見を聴きながら、ヤングケアラーや居場所のないこどもなど、近年複雑さを増しているこども・若者を取り巻く課題に対する施策を、関係機関や団体等と連携しながら推進させていく必要があります。

具体的な取組

【 施策 】

【 事業名 】

<p>(1) こども・若者の権利を守る 取組の推進</p>	<p>1 こども施策の公民連携推進事業 3 男女共同参画の推進 5 人権教室 7 犯罪被害者等支援事業 9 教育支援教室事業 11 スクールソーシャルワーカー活用事業 13 ヤングケアラー支援事業 15 こども・若者の自殺対策</p>	<p>2 こどもの権利の普及啓発推進事業 4 人権相談 6 ウィズユー講演会 8 こども未来づくり会議 10 訪問型個別支援事業 12 スクールカウンセラー等配置活用事業 14 こども相談事業 (要保護児童対策地域協議会業務)</p>
<p>(2) 教育・保育の充実と生きる 力を育む取組の推進</p>	<p>1 保育施設の適切な支援及び維持管理 3 公立幼稚園における未就園児交流の拡充 5 幼・保・小・中連携の推進 7 はだのっ子寺子屋事業 9 薬物乱用防止教室</p>	<p>2 保育士の就労支援 4 園小接続の推進 6 学校教育の情報化の推進 8 喫煙防止教育</p>
<p>(3) 多様な遊びや体験と誰もが 安心して集える居場所づく りの充実</p>	<p>1 こども施策の公民連携推進事業【再掲】(1)1 3 ブックスタート事業 5 はだのエコスクール事業 7 親と子の音楽会事業 9 かみ放課後子ども教室 11 はだのっ子応援券交付事業 13 都市公園長寿命化事業 15 スポーツ教室事業</p>	<p>2 こどもの未来応援事業 4 読書啓発事業 6 親子川柳大会事業 8 公民館事業 10 児童館事業 12 多世代交流施設整備事業 14 公園等美化推進事業</p>

基本目標

2

安心して妊娠・出産ができる、親子の成長への切れ目のない支援

現状と課題

出生数は緩やかな減少傾向にありますが、核家族化や共働き世帯の増加により、身近な人からのサポートが受けにくい状況がある中で、出産後も仕事を続けたいと思う女性が多くなっており、妊娠・出産、産後の健康管理等に対するきめ細やかな支援が求められています。こども大綱においても、子育て当事者への妊娠・出産をはじめとした支援は、ライフステージに応じて切れ目なく行われる必要があると示されています。

本市では、こども家庭センターを設置し、親子が健やかに成長できるよう切れ目のない支援を推進してきましたが、引き続き、健康診査等を通じた妊婦の健康管理を支援するほか、乳児家庭への訪問や特別な支援が必要なこども・母親に対するサポート、思春期のこども・若者に対するプレコンセプションケア等を通して、誰もが安心して妊娠・出産ができる支援体制を整える必要があります。

また、子ども・子育て支援法の改正に伴い、「産後ケア事業」が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられるなど、その重要性が示されていますが、母性の保護だけでなく、社会全体で母親を一人の人間として捉え、女性を社会から孤立させることのないように支援することが重要であり、将来にわたって持続可能な社会を維持するために欠かせない施策の一つとなっています。

本市でも、産後ケア事業の内容やメリットについて、対象となる方やその家族に十分に理解いただけるような情報提供や相談を受ける体制づくり、産後ケア拠点の増設等、誰もが等しく利用できるサービスとなるよう整備に努める必要があります。

具体的な取組

【 施策 】

【 事業名 】

(1) 妊娠前に対する支援の充実

- 1 プレコンセプションケアの推進
- 2 不妊治療費(先進医療分)及び不育症治療費助成事業

(2) 妊娠・出産についての情報提供・相談・支援体制の充実

- 1 妊娠・出産包括支援事業【法定事業】
- 2 妊婦健康診査費用及び妊婦歯科健康診査費用助成事業【法定事業】
- 3 おめでた家族教室(父親母親教室)及び祖父母教室
- 4 妊産婦及び新生児(未熟児を含む)家庭訪問事業
- 5 乳児家庭全戸訪問事業【法定事業】
- 6 養育支援訪問事業【法定事業】
- 7 子育て世帯訪問支援事業【法定事業】
- 8 産後ケア事業【法定事業】



基本目標

3

全ての家庭が安全・安心に子育てできる環境づくり

現状と課題

本市では、こどもの健やかな成長を見守る地域づくりを推進するため、子育てに関する相談の場の充実を図ってきたほか、地域子育て支援拠点事業（ぽけっと21等）の増設やコミュニティ保育への支援等により、保護者の交流機会の充実を推進してきました。

一方で、こどもの発育、体調の変化、こどもとの向き合い方等、保護者の抱える悩みは多様化しており、どのような環境にある人も安全・安心に子育てをすることができるよう、保健福祉センター内にある「こども家庭センター」を中心に子育てに関する相談機能を強化するとともに、気軽に相談できる場所や機会の充実、こどもが安心して遊べる場所の整備等、総合的な環境づくりの推進が必要となっています。

そして、男性の家事・育児への積極的な参加や女性が仕事を続けることをあきらめずに生活できるような就労環境づくりを推進するなど、仕事と子育ての両立に向けた支援が求められています。

具体的な取組

【 施策 】

【 事業名 】

(1) 子育てに関する相談や支援の充実

- | | |
|--|---|
| 1 乳幼児の健康相談 | 2 乳幼児健康診査 |
| 3 乳幼児経過検診（ニコニコきず相談） | 4 こども相談事業（要保護児童対策地域協議会業務）
【再掲1(1)14】 |
| 5 親子育児教室 | 6 地域子育て支援拠点事業（ぽけっと21等）【法定事業】 |
| 7 子育て援助活動支援事業【法定事業】
（ファミリー・サポート・センター事業） | 8 コミュニティ保育事業 |
| 9 利用者支援事業（保育コンシェルジュ）
【法定事業】 | 10 一時預かり事業【法定事業】 |
| 11 離乳食セミナー | 12 幼児食と歯のセミナー |
| 13 家庭教育支援講演会 | 14 ブックスタート事業【再掲1(3)3】 |
| 15 読書啓発事業【再掲1(3)4】 | 16 幼稚園及び保育所等における楽しい食育事業 |
| 17 はだの生涯元気プラン
（秦野市食育推進計画）推進事業 | 18 親子関係形成支援事業【法定事業】 |
| 19 親支援講座事業 | 20 ハートフルサービス |

(2) 小児医療体制の充実

- 1 予防接種事業
- 2 こども医療費助成事業
- 3 小児救急医療体制整備事業

(3) 仕事と子育ての両立支援の充実

- | | |
|---|---|
| 1 子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター事業）
【法定事業】【再掲3(1)7】 | 2 利用者支援事業（保育コンシェルジュ）
【法定事業】【再掲3(1)9】 |
| 3 延長保育事業【法定事業】 | 4 一時預かり事業【法定事業】【再掲3(1)10】 |
| 5 病後児保育事業【法定事業】 | 6 放課後児童健全育成事業（放課後児童ホーム）【法定事業】 |
| 7 男性の育児参加促進事業 | 8 労働者福祉対策事業 |
| 9 求職者就職支援事業 | |

(4) 安全・安心に子育てできる環境整備の推進

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1 都市公園長寿命化事業【再掲1(3)13】 | 2 公園等美化推進事業【再掲1(3)14】 |
| 3 幼児防災教育 | 4 交通安全教室 |
| 5 秦野市自転車ヘルメット購入費補助金 | 6 コンビニエンスストア駆け込み訓練 |
| 7 通学路安全対策事業 | 8 通学路整備事業 |
| 9 歩道設置事業 | 10 ノンステップバス導入事業 |
| 11 移住・定住促進事業 | |

基本目標

4

子ども・若者が未来に希望が持てる取組の推進

現状と課題

本市の合計特殊出生率と婚姻数は減少傾向が続いており、全国や神奈川県と比較しても下回る水準で推移しています。

一方、子ども大綱では、若者世代への支援について、生活基盤の安定を図り、多様な価値観・考え方を持つ若者世代の視点に立ち、結婚・子育てに関する希望を実現していく重要性を示しています。

本市で実施した若者世代（10代～30代）を対象とした調査「子ども・若者育成支援に関する意識調査」では、一部の方がこれまでに社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験があると回答しており、その原因としては家族、学校、職場にかかわることなど、抱えている悩みが多岐にわたっており、子ども・若者がライフステージにおける様々な場面で、抱える悩みを相談することができる場所の充実を図る必要があります。

また、「子ども・若者育成支援に関する意識調査」では、未婚者のうち大半の方が結婚を望んでいるとともに、約半数の方が子どもを持つことを希望しているため、将来への不安なく結婚や出産をすることができるまちの実現に向けた取組を推進していく必要があります。

具体的な取組

【 施策 】

【 事業名 】

(1) 子ども・若者の成長を支える
相談体制の充実

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| 1 子ども相談事業 | 2 子ども・若者の自殺対策【再掲 1(1)15】 |
| 3 求職者就職支援事業【再掲 3(3)9】 | 4 若者の自立・就職相談事業 |

(2) 子ども・若者の健やかな成長と自立への支援

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| 1 青少年非行防止活動事業 | 2 青少年育成地域活動推進事業 |
| 3 多世代交流施設整備事業【再掲 1(3)12】 | 4 移住・定住促進事業【再掲 3(4)11】 |
| 5 プレコンセプションケアの推進【再掲 2(1)1】 | 6 結婚支援事業 |



基本目標

5

支援を必要とする、こども・若者・家庭を守る体制づくり

現状と課題

本市では、これまでこどもの生きる力を育む教育環境や安心して過ごせる成育環境の整備を図ってきたほか、保護者の自立に向けた支援や経済的支援を実施し、支援を必要とするこどもや家庭を守る体制づくりを推進してきました。

しかし、全国的な少子化や核家族化の進行により近隣とのつながりが低下しており、貧困やヤングケアラーなど支援が必要な世帯が地域の中で見えづらくなり、必要な支援も届きにくくなる傾向にあります。

引き続き、地域全体でこども・若者を育てるとともに、ひとり親家庭、発達に支援が必要なこども、障害、外国にルーツがあるなど、支援や配慮が必要なこども・若者・家庭に対する切れ目のないサポート体制づくりが重要となっています。

具体的な取組

【 施策 】

【 事業名 】

(1) ひとり親家庭等の自立支援	1 母子・父子自立支援員の設置 3 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業	2 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 4 特定高等職業訓練促進給付金事業
(2) 障害のあるこども・若者と家庭への支援	1 医療的ケア児への支援 3 こばの相談室 5 障害児通所支援事業等の充実（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援） 6 インクルーシブ保育・教育 8 就労支援事業（就労相談、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）	2 乳幼児経過検診（ニコニコきず相談） 【再掲3(1)3】 4 障害児早期療育推進事業 7 巡回相談事業
(3) 全てのこどもが生きる力を育む教育環境の整備	1 就学援助 3 はだのっ子寺子屋事業【再掲1(2)7】 5 訪問型個別支援事業【再掲1(1)10】 7 スクールカウンセラー等配置活用事業【再掲1(1)12】 9 インクルーシブ保育・教育【再掲5(2)6】	2 特別支援教育就学奨励費 4 教育支援教室事業【再掲1(1)9】 6 スクールソーシャルワーカー活用事業 【再掲1(1)11】 8 ヤングケアラー支援事業【再掲1(1)13】
(4) 安心して過ごせる成育環境の整備	1 こどもの未来応援事業【再掲1(3)2】 3 日本語教室 5 多言語による相談窓口 7 犯罪被害者等支援事業【再掲1(1)7】 9 自立相談支援事業	2 食料等支援事業 4 人権相談【再掲1(1)4】 6 女性のための相談窓口 8 社会を明るくする運動 10 ハートフルサービス【再掲3(1)20】
(5) 生活基盤の安定に資する経済的支援	1 児童扶養手当給付事業 3 母子父子寡婦福祉資金貸付制度 5 上下水道料金等の減免 7 保育所等の保育料の減免 9 ファミリー・サポート・センター利用料助成事業 11 児童ホーム利用料の減免	2 養育者支援金給付事業 4 ひとり親家庭等医療費助成事業 6 未熟児養育医療費助成事業 8 幼稚園及び保育所等の給食費等の減免等 10 病後児保育事業利用料の免除

1 教育・保育提供区域の設定

本市の教育・保育提供区域の設定については、交通事情、利用者の通勤経路及び利用実態を考慮し、居住区域の周辺だけでなく、市内全域の施設等を効果的に利用することができるよう市内を1区域として設定し、市内全域で質の高いサービスを提供することを目指します。

2 教育・保育の提供体制

■教育・保育の量の確保

認定区分*・ こどもの年齢	見込量・確保量**	令和6年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定 3~5歳	見込量(人)	1,035	991	968	955	942	929
	確保量(人) (利用定員数)	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450
2号認定 3~5歳	見込量(人)	1,520	1,478	1,474	1,469	1,466	1,461
	確保量(人) (利用定員数)	1,480	1,504	1,504	1,504	1,504	1,504
3号認定 0歳	見込量(人)	94	106	105	105	104	103
	確保量(人) (利用定員数)	257	256	262	262	262	262
3号認定 1歳	見込量(人)	380	430	431	432	433	434
	確保量(人) (利用定員数)	389	396	403	413	423	434
3号認定 2歳	見込量(人)	474	456	457	458	459	461
	確保量(人) (利用定員数)	451	461	468	468	468	468
保育利用率(%)***		47.9	48.1	49.2	50.0	50.8	51.6
0~2歳人口(人)		2,291	2,316	2,302	2,286	2,272	2,257

※ 1号は幼稚園及び認定子ども園の教育利用、2・3号は認定子ども園、保育所及び地域型保育事業所等の保育利用

※※ 各年度4月1日時点

※※※ 満3歳未満のこどもの数の全体に占める3号認定こどもの利用定員数の割合



3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業(保育コンシェルジュ、こども家庭センター、地域子育て相談事業)

	見込量・確保量	単位	令和6年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育コンシェルジュ	見込量	箇所	1	1	1	1	1	1
	確保量	箇所	1	1	1	1	1	1
こども家庭センター	見込量	箇所	1	1	1	1	1	1
	確保量	箇所	1	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	見込量	箇所	—	1	3	5	7	9
	確保量	箇所	—	1	3	5	7	9

(2) 地域子育て支援拠点事業(ばけっと21等)

見込量・確保量	単位※	令和5年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	人日	28,768	27,689	27,508	27,321	27,153	26,972
確保量	箇所	10	10	10	10	10	10

※単位の「人日」とは、1日当たりの利用者数×利用日(延べ人数)

(3) 妊婦健康診査(妊婦健康診査費用助成事業)

見込量・確保量	単位	令和5年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	回	8,483	8,564	8,503	8,455	8,394	8,345

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

見込量・確保量	単位	令和5年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	人	682	727	724	723	723	720
実施体制	人	38	38	38	38	38	38

(5) 養育支援訪問事業

見込量・確保量	単位※	令和5年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	人日	135	130	130	130	130	130
実施体制	人	6	7	7	8	8	9

※見込量の単位の「人日」とは、1日当たりの利用世帯数×利用日(延べ世帯数)

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業、トワイライトステイ事業)

見込量・確保量	単位※	令和6年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	人日	—	288	280	272	265	257
確保量	人日	—	0	365	365	366	365

※単位の「人日」とは、見込量は1日当たりの利用者数×利用日(延べ人数)、確保量は1日当たりの利用定員×開設日

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

見込量・確保量	単位*	令和5年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	人日	6,070	5,491	5,364	5,235	5,110	4,982
確保量	人日	9,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

※単位の「人日」とは、見込量は1日当たりの利用者数×利用日(延べ人数)、確保量は1日当たりの利用定員×開設日

(8) 一時預かり事業(幼稚園一時預かり事業、保育所等一時預かり事業)

	見込量・確保量	単位*	令和5年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園一時 預かり事業	見込量	人日	18,283	15,839	15,750	15,661	15,571	15,482
	確保量	人日	72,500	77,520	77,520	77,760	77,640	77,880
保育所等一 時預かり事業	見込量	人日	4,078	4,560	4,560	4,560	4,560	4,560
	確保量	人日	7,806	4,560	4,560	4,560	4,560	4,560

※単位の「人日」とは、見込量は1日当たりの利用者数×利用日(延べ人数)、確保量は1日当たりの利用定員×開設日

(9) 延長保育事業

見込量・確保量	単位*	令和5年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	人日	13,041	13,370	13,370	13,370	13,370	13,370
実施施設	箇所	34	35	35	35	35	35

※単位の「人日」とは、1日当たりの利用者数×利用日(延べ人数)

(10) 病児・病後児保育事業

見込量・確保量	単位*	令和5年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	人日	65	150	150	150	150	150
確保量	人日	729	726	723	729	726	735

※単位の「人日」とは、見込量は1日当たりの利用者数×利用日(延べ人数)、確保量は1日当たりの利用定員×開設日

(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童ホーム)

見込量・確保量*	単位	令和6年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(登録児童数)	人	1,644	1,678	1,664	1,609	1,548	1,492
1年生	人	443	440	431	402	383	373
2年生	人	413	415	412	403	376	358
3年生	人	370	343	344	342	334	312
4年生	人	273	259	240	241	240	234
5年生	人	108	138	131	121	122	121
6年生	人	37	83	106	100	93	94
確保量(定員数**)	人	1,691	1,701	1,701	1,701	1,701	1,701
実施場所	箇所	50	52	52	52	52	52

※ 各年度4月1日時点

※民間学童保育を含む

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得世帯等の負担を軽減するため、継続して実施します。

(13) 子育て世帯訪問支援事業

見込量・確保量	単位※	令和6年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	人日	－	70	70	70	70	70
確保量	人日	－	70	70	70	70	70

※単位の「人日」とは、1日当たりの利用世帯数×利用日(延べ世帯数)

(14) 親子関係形成支援事業

見込量・確保量	単位	令和6年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	人	－	24	24	24	24	24
確保量	人	－	12	24	24	24	24

(15) 児童育成支援拠点事業

こどもの居場所づくりに取り組む市民団体等との連携・協働を強化することで、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童への支援の充実に努めるとともに、市民団体等が継続的に活動できるよう、その活動を支援していきます。

行政を主体とする事業の実施については、引き続き今後のニーズを把握し、検討していきます。

(16) 妊婦等包括相談支援事業

見込量・確保量	単位	令和5年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	回	1,397	1,325	1,328	1,329	1,322	1,313
確保量	回	2,109	2,118	2,106	2,091	2,079	2,064

(17) 乳児等通園支援事業

こどもの年齢	見込量・確保量	令和6年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	見込量(人日)	－	－	34	34	34	34
	確保量(人日) (利用定員数)	－	－	34	34	34	34
1歳児	見込量(人日)	－	－	22	21	20	19
	確保量(人日) (利用定員数)	－	－	22	21	20	19
2歳児	見込量(人日)	－	－	21	21	21	20
	確保量(人日) (利用定員数)	－	－	21	21	21	20

(18) 産後ケア事業

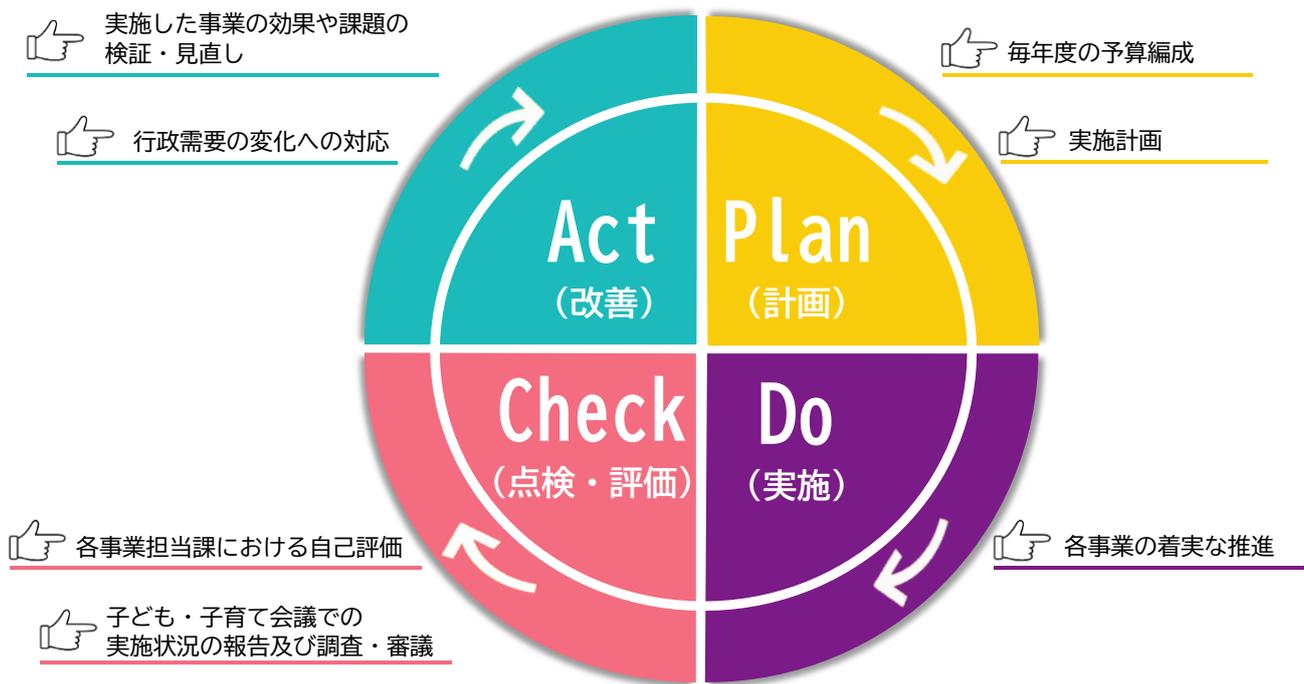
見込量・確保量	単位※	令和5年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	人日	367	800	800	1,054	1,048	1,041
確保量	人日	722	1,009	1,016	1,530	1,517	1,517

※単位の「人日」とは、1日当たりの利用者数×利用日(延べ人数)

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、地域内でのきめ細やかな取組が必要とされます。そこで、各年度において計画の実施状況の点検・評価・共有を行い、その結果について考察し、その後の対策の実施や計画の見直しに反映させていくことが必要なため、PDCA (Plan Do Check Act) サイクルを繰り返しながら、市民とともに柔軟に計画の推進を図っていきます。



秦野市こども計画【概要版】

令和7年(2025年)3月

編集発行: 秦野市 こども健康部 こども政策課

秦野市桜町一丁目3番地2号

TEL : 0463-82-5111 (代表)

<https://www.city.hadano.kanagawa.jp/>

